

平成30年第4回糸魚川市議会定例会会議録 第5号

平成30年12月20日（木曜日）

議事日程第5号

平成30年12月20日（木曜日）

〈午前10時00分 開議〉

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 議案第84号から同第88号まで
- 日程第4 議案第89号から同第92号まで、同第101号、同第102号、陳情第6号及び発議第5号
- 日程第5 議案第93号から同第96号まで、同第98号から同第100号まで、同第104号及び同第105号
- 日程第6 議案第97号
- 日程第7 陳情第5号の取下げについて
- 日程第8 議案第103号
- 日程第9 諮問第2号から同第4号まで
- 日程第10 閉会中の継続審査及び調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 議案第84号から同第88号まで
- 日程第4 議案第89号から同第92号まで、同第101号、同第102号、陳情第6号及び発議第5号
- 日程第5 議案第93号から同第96号まで、同第98号から同第100号まで、同第104号及び同第105号
- 日程第6 議案第97号
- 日程第7 陳情第5号の取下げについて
- 日程第8 議案第103号
- 日程第9 諮問第2号から同第4号まで
- 日程第10 閉会中の継続審査及び調査について

〈応招議員〉 20名

〈出席議員〉 20名

1番	平澤	惣一郎	君	2番	東野	恭行	君
3番	山本	剛	君	4番	吉川	慶一	君
5番	五十嵐	健一郎	君	6番	滝川	正義	君
7番	佐藤	孝	君	8番	新保	峰孝	君
9番	田原	実	君	10番	保坂	悟	君
11番	笠原	幸江	君	12番	斉木	勇	君
13番	中村	実	君	14番	大滝	豊	君
15番	田中	立一	君	16番	古川	昇	君
17番	渡辺	重雄	君	18番	松尾	徹郎	君
19番	高澤	公	君	20番	吉岡	静夫	君

〈欠席議員〉 0名

〈説明のため出席した者の職氏名〉

市 長	米田	徹	君	副 市 長 兼 務	藤田	年明	君
副 市 長	木村	英雄	君	総務部長兼務	山本	将世	君
産業部長	見辺	太	君	市民部兼務	渡辺	成剛	君
企画定住課長	渡辺	孝志	君	会計管理者兼務	大沢	喜昭	君
能生事務所長	土田	昭一	君	総務課長	猪又	功	君
市民課長	小林	正広	君	財政課長	五十嵐	久英	君
福祉事務所長	川合	三喜八	君	青海事務所長	横澤	幸子	君
商工観光課長	大嶋	利幸	君	環境生活課長	池田	隆	君
建設課長	五十嵐	博文	君	健康増進課長	斉藤	喜代志	君
会計課長	大久保	岳生	君	農林水産課長	木村	清	君
消 防 長	丸山	幸三	君	復興推進課長	田原	秀夫	君
教育次長	井川	賢一	君	ガス水道局長	石川	清春	君
教育委員会子ども課長兼務				教育長			
教育委員会生涯学習課長				教育委員会子ども教育課長			
中央公民館長兼務	小島	治夫	君	教育委員会文化振興課長			
市民図書館長兼務				博物館長兼務	磯野	茂	君
市民図書館長兼務				市民会館長兼務			
監査委員事務局長	伊藤	章一郎	君				

〈事務局出席職員〉

局 長 松 木 靖 君 次 長 山 川 直 樹 君  
主 査 上 野 一 樹 君

〈午前10時00分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席通告議員は、ありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、2番、東野恭行議員、12番、斉木 勇議員を指名いたします。

次の日程に入ります前に、休会中、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

松尾徹郎議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

松尾委員長。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

○18番（松尾徹郎君）

おはようございます。

昨日、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

初めに、委員長報告について申し上げます。

総務文教、建設産業、市民厚生各常任委員長から休会中に所管事項調査を行い、その経過について報告いたしたい旨の申し出がありますことから、本日の日程事項といたしました。

次に、陳情第5号について申し上げます。

陳情第5号、基礎年金額等の改善と年金の毎月支給を求める意見書採択陳情書について、12月12日に陳情者から取り下げの申し出がありました。この取り下げについて、本日の日程事項に加え、ご審議いただくことで委員会の意見の一致を見ております。

次に、議員発議について申し上げます。

建設産業常任委員会に付託となっております陳情第6号が採択されましたことから、地方ローカル線の維持・存続に関する意見書が発議第5号として所定の手続を経て提出されております。

これを本日の日程事項とし、即決にてご審議いただくことといたしました。

また、議会基本条例の検証につきましては、今後、全議員に対し議会基本条例検証シートを配付し、ご意見をいただきたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

なお、この検証シートをもとに議会運営委員会で今後の会議の進め方等について協議することで委員会の意見の一致を見ております。

以上で、議会運営委員会報告を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原議員。

○9番（田原 実君）

おはようございます。

情報公開の意味で、改めて議会運営委員会の委員長にお尋ねしたいことが1点ございます。

議会運営の会議に、私はオブザーバーの立場で出席をさせていただいておりましたが、行政事業の検証を強化する必要があるので、決算特別委員会を設置すべしとの意見を述べさせていただきましたが、委員会ではどのような意見が出たか伺いたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

松尾委員長。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

○18番（松尾徹郎君）

特別それについては、まだ委員のほうからは具体的な意見は出ておりませんが、休憩中も、たしか申し上げたと思っておりますけれども、以前に議会運営委員会の市外調査等々でそういった議会があるということも認識しております。

したがいまして、今後の議会運営委員会で、それについてはどのようにするかということのを慎重に協議をしていきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原議員。

○9番（田原 実君）

質疑にとどめなければいけないということがございますけれども、やはり議会が行政の単なる追認機関ではないという、まずはその辺の立場から、それから議会基本条例の基本にのっとってもやはり行政の事業の検証はしっかりとしなければいけないというふうに考えております。

また、委員会の中では、1人の委員から特別委員会、決算の特別委員会はつくるべきだという意見が出たと思っております。

終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ほかに。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

すみません。今ほどの決算認定の特別委員会の設置についてであります。休憩中のオブザーバーとして私も発言させていただいたんですが、権現荘の経営問題について、報告書の中でも総務文教常任委員会の総意として決算認定の特別委員会の設置を求める内容が述べられているので、その点、今、触れられてなかったものですから、その辺は以前も報告を上げてあるので、その辺の確認を委員長にさせていただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

松尾委員長。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

○18番（松尾徹郎君）

総務文教常任委員会のほうで取りまとめた報告書には、そのような形で載っているということも認識しておりますし、今ほどもご意見が出ましたけれども、今後の議会運営委員会の中で取り上げ、協議をしていきたいというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

それは早い段階でしていただけるという認識でよろしいでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

松尾委員長。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

○18番（松尾徹郎君）

ただいま議会改革を進めておりますので、できるだけ早目に協議をしていきたいというふうに思っております。

○10番（保坂 悟君）

終わります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。

○8番（新保峰孝君）

休憩をお願いします。

○議長（五十嵐健一郎君）

暫時休憩します。

〈午前10時07分 休憩〉

〈午前10時08分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

松尾委員長。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

○18番（松尾徹郎君）

おわびして、訂正いたします。

先ほど田原議員の質問の中で、決算審査特別委員会設置について、委員のほうから意見がなかったかというご質問がございましたが、今確認をしましたが、委員のほうからすべきであるという意見が出ていたということをお忘れておりました。大変失礼いたしました。

○議長（五十嵐健一郎君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり進めることにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり進めることに決しました。

日程第2．所管事項調査について

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第2、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については休会中、各常任委員会が開かれ、調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

保坂 悟総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂委員長。〔10番 保坂 悟君登壇〕

○10番（保坂 悟君）

おはようございます。

当委員会では12月13日に所管事項調査を行っておりますので、主な内容をご報告いたします。調査項目は、不祥事案の対応について、指定管理者選定委員会の評定結果について、いじめ防止基本方針改訂版について、糸魚川ジオパーク匠の里創生事業の状況について、糸魚川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンの改訂についての5項目であります。

1点目の不祥事案の対応については、前回の委員会でいただいた各委員からの質疑事項に対する回答や、11月より施行している糸魚川市職員の懲戒処分等の公開基準に関して説明を受け、質疑を行いました。

糸魚川市の不祥事発生時のマニュアルでの配慮の意味に関し、マスコミへの公表のタイミングについての質疑に、当然、報告の時期については、市議会のほうを優先したいと考えているとの答弁があり、その上で委員会提出資料中の文書を「マニュアル内での配慮の意味については、市議会やマスコミへ適切に報告するものとする」という形に訂正されました。

今回、新たにつくられた糸魚川市職員の懲戒処分等の公表基準中、第5条の公表の時期及び方法について、大衆情報化社会で、運用については十分注意され、慎重になられたほうがよいのではないかと意見に、事実をしっかりと確認するということが大事だと考える。その中では一方の意見だけではなく、何人かの意見を聞く中で客観的な判断の中で公表していきたいと答弁がありました。

また、一番疑問に思うのは、10月1日に処分の公表を出している。なのに、マスコミの取材が先にあったから議会へ報告したというところであり、どう考えて行動したのか、また何か背景があったのかとの質疑に、今回の事案については、10月1日にホームページで懲戒処分等の内容について公表したが、その時点においてはマスコミへの公表という視点ではなく、マスコミについてはその月の定例記者懇談会のときに正式に公表する予定であった。その時点での捉え方に相違があった。ホームページに公表した時点でマスコミへの公表というふうを考えるべきであった旨、反省しているとの答弁がなされております。

次に、2点目の指定管理者選定委員会の評定結果について（糸魚川市青海屋内水泳プール）では、青海屋内水泳プールに関する指定管理者の業務評価の評定結果について説明を受けました。

評価委員会の意見では、収支計画の策定に対し適正な指定管理料の算定につなげていただきたいとあるが、今適正じゃないということかとの質疑に、今回、指定管理が5年間という契約で、5年前に算定したもので指定管理料が動いていた。評価委員会の中で、5年の間にいろいろな変動があるので、5年間を一度に算定するのはなかなか難しいところがある。今度1年分ということで、より実態に即したものを含めて算定するよとの話があったとの答弁がありました。

次に、3点目のいじめ防止基本方針改訂版については、6月の総務文教常任委員会、9月から10月に行われたパブリックコメントを受けての修正版についての説明を受けました。

今後、これをつくった後、二度と当市内で重大事態が起きないような姿勢で臨んでいただきたい。また、これを広く皆さんに、ただホームページに載せればよいということではなく、しっかりと周知、徹底していただきたいとの質疑に、今までの糸魚川の事案、県内の状況も見た上で、今回改訂に当たっては力を入れて取り組んだ。この中身がしっかりと実践できるよう教育委員会を挙げて、学校や家庭と連携をする中で、この方針を徹底をしていきたい。その方法として、方針だけではなく、各学校においても基本方針、行動計画もあるので、それらをもう一度見直しする中で、子供たちの第一の見守り体制をしっかりとできるようにしていくと答弁がありました。

次に、4点目の糸魚川ジオパーク匠の里創生事業の状況については、平成28年度から取り組んでいる事業について説明を受けました。

匠の里エントリーシートについて、最初に一次審査で難しい方の対応も出るかと思うがどうかとの質疑に、募集要項で、こういう人が欲しいというところで、地域貢献や地域での活動、糸魚川のPR等を明記されているので、そこでの判断でお願いしたいと考えていると答弁がありました。

また、糸魚川市に年齢制限がない理由について、28年度から前例のない事業に取り組んでいる。基本的に、若い人たち、できればご家族のある方ということターゲットにしているが、なかなかうまく行き当たらないということもあり、今は年齢制限を設けていない。なるべく大勢の方から、目標である10組を目指すということもあり、年齢を設けていないという説明がありました。

毎年、4組募集しているが、空き家の確保状況を相手にどのように伝えているのかとの質疑に、正直大変たくさんあるということではなく、実際に交渉中の方に紹介をしているものもあると答弁があり、ホームページ等では空き家を選びと書いている。そこは改善しなくてはいけないとの意見があり、ホームページ上でそういう表現があれば、空き家の状況等を確認しながら、修正するところは行いう旨、答弁がありました。

匠の里事業とインターンシップ事業が混同されてるようなところがあり、選考に至るまでにインターンシップを受けるのであれば、インターンシップを受ける旨の条件項目を書かなければ誤解を与えらると思うとの質疑に、移住をする際にインターンシップ制度を使っただくと、滞在費等、移住者にとっては有効な手だてかと思っている。匠の里へ来ていただく際に、できれば移住体験をしていただきたいので、インターンシップ制度を使っただくことをお勧めするのだが、絶対条件ではないのでその部分は明記をしていない。混同させないように表現を改めたいと答弁がありました。

次に、5点目の糸魚川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンの改訂については、平成27年10月に策定した本件について、国立社会保障・人口問題研究所で将来推計が出たので、それをベースに改訂を行う旨の説明を受けました。

地域減少対策を糸魚川は先行してやるべきだと思ふとの意見に、委員おっしゃるとおりと考える。市全体で捉えると、4万、3万という数字が非常に大きくなって、なかなか改善策が捉えにくくなっている。公民館単位くらいの小さな数字になると、逆に300とか400となり、地域でのハードルも低くなるかと考える。もっといろんな分析が必要になると考えるので、来年度の総合戦略の策定に向けて、分析をもう少し進める必要があると思ふと説明がありました。

厳しい状況を訴えるのは比較的簡単だが、それだけでとどまると、逆に流出する可能性もある。希望が持てる、ここに住んでよかったという部分もしっかり戦略としてアピールしていかないと、アンバランスなことになるので、留意された対応をお願いしたいとの意見に、平成27年にビジョンをつくり、集落とか公民館単位で回った際も、肌で感じたのはあきらめ感であった。これだただめなので、小さくても頑張るのだというところを出していかなきゃいけないと考える。希望というのは大事だと考えるとの答弁がありました。

ほかにも各項目において多くの質疑・意見がありましたが割愛させていただきます。

以上で、所管事項調査の報告を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、斉木 勇建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

斉木委員長。〔12番 斉木 勇君登壇〕

○12番（斉木 勇君）

おはようございます。

建設産業常任委員会では、休会中の12月14日に所管事項調査を行っておりますので、ご報告いたします。

調査項目は、下水道使用料の賦課漏れについてであります。

本年10月に2件の賦課漏れが確認されたことから、ほかに賦課漏れがないかを調査し、10件の賦課漏れが確認されたもので、調査の結果、賦課漏れの原因は、事務処理上の確認漏れや住宅をリフォームする際に、一時使用を休止としていた下水道の使用再開届が出されていないことであることだと説明がありました。

委員より、施設利用者から使用再開届がされていないことの原因はどう捉えているのかという質疑があり、届け出がないとしても、基本的には指定工事業者を指導をして、提出を求めなければならぬ状況であると確認しており、十分に指導ができておらず、反省をしていると答弁がありました。

委員より、毎月、検針時に使用量を記載した検針票を置いてくるわけであるから、利用者が気づいて賦課漏れの問い合わせがあってもいいと思うが、過去にはあったかという質疑があり、賦課漏れの問い合わせはないが、検針結果を見て使用量が多いという問い合わせはいただくことがある。賦課漏れについては、利用者は当然、市役所は間違いはないだろうと思われて、気づいていないのが本当ではないかと答弁がありました。

委員より、下水道の使用開始の届け出がなく賦課漏れとなったが、発生年月日の確認はどのように行ったのかという質疑があり、今回の調査では、水道の工事関係書類も調査し、リフォーム工事の完了日を特定したものであると答弁がありました。

なお、今回の賦課漏れを受け、ガス水道局では、今後の対応といたしまして、指定業者へ工事等による休止、再開の届け出の提出を徹底し、また、料金システムへの入力作業は、複数の職員での

確認作業を徹底し、料金システムの改修の有無も含めた検討を行い、再発防止に努めるとの説明がありました。

以上で、建設産業常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、田原 実市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原委員長。〔9番 田原 実君登壇〕

○9番（田原 実君）

市民厚生常任委員会では、12月17日に所管事項調査を行っておりますので、その主な内容について、ご報告申し上げます。

調査項目は、指定管理者選定委員会の評価結果について、根知へき地診療所の整備について、糸魚川市自殺対策計画について、有害鳥獣対策について、次期ごみ処理施設整備工事の進捗状況についての5点であります。

まず、糸魚川市健康づくりセンター指定管理者選定委員会の評価については、担当課から、健康づくりセンターの管理運営状況、サービス向上や利用者数増の取り組み、収支・収益の向上に関する取り組みなどに対する評価結果の説明を受けた後、健康づくりセンターはびねすを会場とした健診「はびねす健診」や、収支の状況、適正な指定管理料の算定、施設の修繕や利用者からのクレームへの速やかな対応などについて、質疑応答を行っております。

事業収入、利用者が減っているのに高い評価となっていることや評価委員についての質疑では、担当課より、固定客の利用が回数券から定期券に移行して客単価が下がったことやスタジオ利用者が減少したこと、冬期の降雪で客足が遠のいたことなどの要因で収入が減ったが、計画額に対して収入は増、支出では減となり、黒字を確保していることから、トータル的に高い評価となったと答弁されています。

また、評価委員は、税理士、指定管理制度の関係を専門としている大学の先生、前職が金融関係の方の3名をお願いしているとのことでもあります。

次に、根知へき地診療所の整備については、根知診療所の建設現場へ出向き、施設の外観や内

観、冬期の除雪計画などの現地調査を行いました。

委員会室での机上調査では、委員より、建設費が高いと感じる。市でつくる施設の建設単価が高くなるような仕組みであったとしても一般の建設単価に近づける努力は必要であり、改善してほしいといった意見や、過疎化、高齢化などに対する市全体の医療に対応する行政の体制、対応というもので、この診療所を位置づけて、十分考えてやっていただきたいとの意見が出されました。

次に、糸魚川市自殺対策計画の策定については、前回の委員会で示された計画案に対して委員から出された意見等の、計画案への反映状況について説明がありました。

委員より、性別年齢別自殺死亡率で、平成25年と26年での当市の30歳代男性の数値が突出して高くなっている原因の分析について質疑があり、担当課より、原因は1つではないが、働いている方の自殺の割合が多い。当市は小規模の事業所が多く、小さい事業所ではメンタルヘルス対策が少し弱いと思うので、対策として、職場や家族にも働きかけを行いたいと答弁されています。

このほかに、市民への計画の周知と自殺死亡率を減らす目標値についても質疑・意見がありました。

次に、有害鳥獣対策については、環境生活課で所管している人身被害防止対策について、近年の有害鳥獣に関する人身事故の発生状況、捕獲数、狩猟免許取得等に係る助成事業の実施状況などについて説明があり、委員より、人身事故の件について、雪が少ないと熊が活動し、危険である。その対策は、との質疑があり、担当課より、今年度は、山間地にブナやクルミ等の熊の餌があり、町場の柿の木等の被害が比較的少なく、出没が比較的山間部でおさまっていると確認がとれている。市民の対応としては、必要のない柿とか農作物があれば早く除去してもらいたいと答弁されました。

このほかにも、猟友会会員の増加や事故発生の危険性について、イノシシの出没状況と捕獲について、行政で視察した富山県氷見市の取り組みについて、ジビエの取り組みについて、関連な質疑が交わされておりますが、詳細は割愛させていただきます。

最後に、次期ごみ処理施設整備工事の進捗状況については、工事の進捗状況の報告と合わせて、ごみ処理施設建設に係る説明会の実施や、広報紙、ホームページ、イベントなどでの事業周知について説明があり、委員より、地震・津波が発生した際の避難施設としての利用と地域への説明について、また、建設工事の資料や記録の保存・管理について質疑があり、担当課からは、須沢地区へは、これからもいろいろな説明会の機会があるので、その中で説明していきたい。また、必要な書類については、施設がある限りは保管し、電子媒体でも合わせて保管したいと答弁されています。

以上で、市民厚生常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第3．議案第84号から同第88号まで

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第3、議案第84号から同第88号までを一括議題といたします。

本案については休会中、総務文教常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

保坂 悟総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂委員長。〔10番 保坂 悟君登壇〕

○10番（保坂 悟君）

本定例会初日に当委員会に付託となりました本案は、審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、いずれも異議なく原案可決であります。

議案第87号では、導入の背景についての質疑があり、平成19年ごろから市長の選挙は認められており、今回、市議会議員選挙においても、有権者に候補者の政策を広く知っていただくために改正になったものという説明がありました。

審査の過程で、ほかにも若干の質疑がありましたが、特段報告することはございません。

以上で、総務文教常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

佐藤 孝議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

佐藤議員。〔7番 佐藤 孝君登壇〕

○7番（佐藤 孝君）

日本共産党の佐藤 孝です。

議案第84号、糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、

議案第86号、糸魚川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、この2議案について反対討論をいたします。

本案は、特別職の国家公務員の給与の改定等に準拠し、期末手当の6月期と12月期の支給額を平準化し、期末手当の合計を0.05カ月増額する。こういったものであります。

実質賃金がなかなか上がらない状況の中での引き上げであります。この2年間で特別職の期末手当は2回目、議員は報酬で1回改定されており、期末手当は2回目となります。市民負担もさまざまな形でふえてきております。年金生活者も増加しており、市民の暮らしの実態には厳しいものがあると感じております。こういった中での引き上げであり、賛成できないものであります。

よって、本2議案には反対であります。

○議長（五十嵐健一郎君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第84号、糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案については、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（五十嵐健一郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第85号、糸魚川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第86号、糸魚川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（五十嵐健一郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

これより、議案第 87 号、糸魚川市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 88 号、指定管理者の指定について（糸魚川市青海屋内水泳プール）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第 4. 議案第 89 号から同第 92 号まで、同第 101 号、同第 102 号、陳情第 6 号及び  
発議第 5 号

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第 4、議案第 89 号から同第 92 号まで、同第 101 号、同第 102 号、陳情第 6 号及び発議第 5 号を一括議題といたします。

本案については休会中、建設産業常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

斉木 勇建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

斉木委員長。〔12 番 斉木 勇君登壇〕

○12 番（斉木 勇君）

建設産業常任委員会に付託となりました関係部分につきまして、審査が終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、議案はいずれも原案可決であります。陳情第 6 号については、採択であります。

審査の過程における主な事項について報告いたします。

議案第 89 号、糸魚川市駅北復興住宅条例の制定については、委員より、被災者が退去した後の公募による入居者の家賃は定額ということだが、収入の関係はどうかという質疑があり、中堅所得者向けの特定賃貸住宅と同様の家賃とし、所得に応じた細かい区分がある家賃ではなく、定額としたものであると答弁がありました。

委員より、入居後、5 年経過すると、収入によって 30% から 80% の家賃割り増しとなること

について質疑があり、入居して5年間は、定額で家賃を据え置くが、その後は、毎年、収入の申告をしてもらい、基準以上の収入の方は、割り増しの家賃となると答弁がありました。

委員より、家賃等の収入による建物の建設費回収の収支の見込みについて質疑があり、建設に要した費用のうち、国からの補助を除いた市の負担分については、平均的な家賃収入を見込んで試算した場合、市債の償還やその後の大規模修繕を考慮すると、およそ25年で収支的に黒字になる見込みであると答弁がありました。

議案第91号、糸魚川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員より、活動実績に応じた報酬支給の尺度について質疑があり、農業委員、農地利用最適化推進委員が行う担い手への農地の集積、集約のコーディネートなどの活動シートを提出してもらい、それに基づき判定をしていくと答弁がありました。

議案第90号、糸魚川市集会施設条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第92号、財産の譲与については、内容が関連することから、一括して審査を行いました。質疑は特にありませんでした。

議案第101号、平成30年度糸魚川市ガス事業会計補正予算（第1号）及び議案第102号平成30年度糸魚川市簡易水道事業会計補正予算（第1号）の2つの議案については、質疑はありませんでした。

陳情第6号、「地方ローカル線」の維持・存続に関する意見書の提出に関する陳情については、賛成の意見だけが出され、全会一致で採択されました。

これにより、本陳情は、意見書提出を願意としていることから発議第5号を提出いたします。

これより提案説明を行います。

発議第5号、「地方ローカル線」の維持・存続に関する意見書。

2018年3月末をもって「三江線」が廃止された。西日本旅客鉄道株式会社（以下JR西日本と言います）の「三江線の廃止」提案に対して、沿線自治体が重ねて「三江線の維持・存続」を求めてきたにもかかわらず、その意向が受け入れられなかったことは残念でならない。

昨年4月のJR発足30年に当たり、JR西日本は「ローカル線の見直しは不可避」とのコメントを発した。また、JR他社においてもローカル線の見直しについて、沿線自治体との協議を進めたいとの報道がなされている。

このように「地方ローカル線」は苦境に立たされているが、地方で生活していく上で「移動手段の確保」は必要不可欠であり、安易な「ローカル線の廃止」は地方の過疎化に拍車をかけることが懸念される。

もとより、国民の共有財産である鉄道の存否については、沿線自治体を初め関係自治体の意向が最大限尊重される必要がある。また、「地方創生」具現化のためにも積極的な「地方ローカル線存続」に向けた政策が展開されるべきと考える。よって、下記の事項について強く要望する。

記。

1、地方ローカル線の廃止は当該地域住民の日常生活や経済活動に大きな影響を与えることから、鉄道事業者の届け出により事業廃止できる現行の鉄道事業法制度については、抜本的な見直しも視野に入れた検証を行うこと。

2、国は、全国的な鉄道ネットワークの維持・存続のために、JRの地方交通線や第三セクター

化された並行在来線の運行に関する公的助成の仕組みを整備すること。

3、自然災害や経年劣化による鉄道路線等の被災・事故の増加に鑑みて、国は自然災害や事故等により、被災した事業者に対する鉄道軌道整備法の適用範囲を拡大するとともに、補助率・補助額のかさ上げを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、法務大臣、財務大臣、国土交通大臣に意見書を提出します。

以上で、建設産業常任委員会の付託案件審査報告を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第89号、糸魚川市駅北復興住宅条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第90号、糸魚川市集会施設条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第91号、糸魚川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第92号、財産の譲与についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第101号、平成30年度糸魚川市ガス事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第102号、平成30年度糸魚川市簡易水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、この際、議事の都合により、発議第5号を先議いたします。

お諮りいたします。

これより発議第5号、「地方ローカル線」の維持・存続に関する意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

なお、このことにより陳情第6号、「地方ローカル線」の維持・存続に関する意見書の提出に関する陳情については、採択すべきものとみなします。

日程第5．議案第93号から同第96号まで、同第98号から同第100号まで、同第104号及び同第105号

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第5、議案第93号から同第96号まで、同第98号から同第100号まで、同第104号及び同第105号を一括議題といたします。

本案については休会中、市民厚生常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

田原 実市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原委員長。〔9番 田原 実君登壇〕

○9番（田原 実君）

市民厚生常任委員会に付託となりました本案について、12月17日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果はお手元配付の委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

議案第95号、契約の締結について（一般廃棄物最終処分場建設工事）では、委員より、落札率が75.8%と低いが、最低制限価格は設けなかったのかとの質疑があり、本件は、設計・施工一括発注方式による入札ということで、設計についても相手に委ねることから、最低制限価格を設けておらず、市の発注する工事としては、まれなケースとのことであります。

また、別の委員より、事業費の財源内訳に対する質疑があり、担当課から、国の循環型社会形成交付金で、補助率は補助対象額の3分の1、残りの部分は起債を考えている。交付金で約2億3,000万円程度、起債で約5億円、合計7億3,000万円程度を特定財源としたい。起債については、一般廃棄物処理事業債は確実に充てられるが、交付税の参入率が低く、財政部局と相談して、なるべく有利な起債を充てたいと答弁されています。

また、処分場建設地の大野区と市とで取り交わした埋め立て対象物に関する協定や、今後の対応についても質疑がありました。

次期処分場は、機能としては、焼却飛灰の固化物と不燃残渣を入れられる設計で発注されますが、市と大野区との協定では、焼却飛灰固化物のみ埋め立てられることとなっているため、処分場の運用・管理状況を実際に見てもらった中で、不燃残渣の埋め立てについて、大野区の役員、環境保全委員会と協議することとしており、大野区の合意が得られるまでは、協定に基づき、飛灰のみの埋め立てで運営をしていくとのことであり、委員からは、何よりも地元との協議を大事にする姿勢は崩さずにやってもらいたい。今までの経過を見ると不信感がずっとあったわけで、地元との協定以外のものを埋めるということになれば、一体何だということになる。その辺のところをよく考えて対応していただきたいと意見が出されております。

次に、議案第99号、平成30年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、後期高齢者医療制度の抜本的な是正、見直しが必要とする立場から、本案に反対とする意見があり、起立採決の結果、原案どおり可決しています。

次に、議案第104号、契約の締結について及び議案第105号、契約の締結について、本案は、糸魚川市健康づくりセンタープール増築工事に係る議案であります。

委員より、可動床の運営費、全体の維持管理・運営費をどのぐらいで計算されたかとの質疑があり、担当課からは、可動床のメンテナンス費用で年間90万円を見込んでおり、維持管理費全体で年間約3,200万円を見込んでいると答弁されました。

また、委員より、プールが25メートルプールと多目的プールに分かれており、長い目で見れば25メートルプールのほうを可動床にしたほうが良いと意見を言ってきた。その考え方は変わらないとの意見が出され、起立採決となり、両案ともに賛成多数で原案可決となりました。

その他の議案でも若干の質疑が交わされていますが、報告は割愛いたします。

以上で、市民厚生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。〔8番 新保峰孝君登壇〕

○8番（新保峰孝君）

日本共産党の新保峰孝です。

議案第104号、契約の締結について（糸魚川市健康づくりセンター屋内プール増築（建築）工事）、議案第105号、契約の締結について（糸魚川市健康づくりセンター屋内プール増築（機械設備）工事）について反対討論いたします。

この契約は、須沢の健康づくりセンターはびねすに、屋内プールを増設する案件であります。ごみ処理施設の熱エネルギーを温水として供給するため、ごみ処理施設の完成と健康づくりセンター屋内プールの完成を合わせるよう取り組まれているものであります。

所管の市民厚生常任委員会で、調査・審査が行われてまいりました。当初、16メートルプールだけの行政の案から、25メートルプールも含めた増設へと変わり、サンドリーム青海が、耐用年数の30年を経過する中で、それにかわる施設となってきました。この中で、16メートルプールを可動床にするか、25メートルプールを可動床にするか等、さまざまな角度から議論が行われてきました。

私は、将来のことを考えれば、25メートルプールを可動床にすべきと意見を述べてきたところであります。理由は、少子化が進み、学校のプール授業がこの施設で行われるようになる可能性も考えられることから、25メートルプールを幅広い年代で利用できる可動床にとってきたところであります。

国立社会保障人口問題研究所の地区町村別将来推計人口では、年少人口についても推計を出しております。糸魚川市の年少人口は、2015年が4,816人で、2020年は4,066人と推計されております。この間、毎年150人ずつ減っていますので、ことし2018年の年少人口は、4,366人と推計されます。市全体の年少人口は、健康づくりセンターに増設するプールがオープンする2020年が4,066人、オープン15年後の2035年が2,529人と推計されております。糸魚川市の年少人口は、オープン15年後には、ことし2018年と比べると58%になっているということでもあります。オープン25年後は1,943人となり、2018年の45%と

推計されております。

ちなみにプールがオープンして25年後、2045年の糸魚川市総人口は、2万4,201人と推計されております。年少人口、即小中学生というわけではありませんが、将来を考えれば、多くの年代の方たちが総合的に利用するには、25メートルプールを可動床にしておいたほうがよいと考えます。

工事費は25メートルプール8コースを2分割可動式にすると約9,800万円、16メートルの多目的プールを可動床にすると約4,900万円、25メートルプールを可動式にしたほうが4,900万円多くかかります。これは可動床だけの値段であります。15年間の可動床ランニングコストは、25メートルプールを2分割可動式が1,800万円、16メートル多目的プール1,700万円、1年にしますと120万円と114万円で、ほとんど変わりません。確かな数字であります。市民感覚とかけ離れた数字は出しません。

私は長い目で見て、約4,000万円多くかかったとしても25メートルプールを2分割可動式にしておいたほうがよいと考えますので、16メートルの多目的プールを可動床にする本案に反対するものであります。

以上であります。

○議長（五十嵐健一郎君）

次に、吉岡静夫議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉岡議員。〔20番 吉岡静夫君登壇〕

○20番（吉岡静夫君）

議案第99号、平成30年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、反対討論をさせていただきます。

ただいまも委員長の報告の中でも触れておられましたけれども、施行当初からこの案件につきましては、抜本的あるいは根本的な見直し、これが必要ということは何も私だけじゃなくて、結構、国サイドでもそういう声がありました。そういった中でありますので、よって、今議案についても反対の討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（五十嵐健一郎君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第93号、糸魚川市医療技術者及び介護従事者修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第94号、糸魚川市診療所条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第95号、契約の締結について（一般廃棄物最終処分場建設工事）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第96号、指定管理者の指定について（糸魚川市健康づくりセンター）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第98号、平成30年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第99号、平成30年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（五十嵐健一郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第100号、平成30年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決

いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

暫時休憩します。

〈午前11時04分 休憩〉

〈午前11時04分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

次に、議案第104号、契約の締結について（糸魚川市健康づくりセンター屋内プール増築（建築）工事）を採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（五十嵐健一郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第105号、契約の締結について（糸魚川市健康づくりセンター屋内プール増築（機械設備）工事）を採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（五十嵐健一郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

暫時休憩いたします。

再開を15分といたします。

〈午前11時05分 休憩〉

〈午前11時15分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第6．議案第97号

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第6、議案第97号、平成30年度糸魚川市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案については休会中、それぞれ常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

保坂 悟総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂委員長。〔10番 保坂 悟君登壇〕

○10番（保坂 悟君）

本定例会初日に、当委員会に分割付託となりました議案第97号、平成30年度糸魚川市一般会計補正予算（第4号）については、審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書とおり原案可決であります。

審査の内容として、財政課関係では市営保育所整備事業が繰越明許費で追加についての質疑に、小学校、中学校、幼稚園の空調については今回、国の補正予算がついた。同時に保育園についても空調設備の補正をさせていただき、早急に発注を行いたいと思っており、年度内の完成は難しいということから繰り越しをお願いしたいとの説明がありました。

また、職員退職手当基金繰入金5,000万円の追加についての質疑に、自己都合等で定年前におやめなる職員の部分は、この時期まで来ないと確定してこないもので、その分に対応した退職手当に充当したいとの説明がありました。

こども課・こども教育課関係では、小中学校のエアコン設置率について、普通教室100%にするということだが、特別教室の今後展開についての質疑に、今回に関しては普通教室をまず優先した。特別教室についても学校の要望が多かった図書室、通級教室については、全て入れたということで補助申請をした。残りの音楽室等も必要かと思うが、2次計画以降で精査していきたいと考えたと答弁がありました。

このほかに多く質疑がありましたが、割愛をさせていただきます。

以上で、総務文教常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

次に、斉木 勇建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

齊木委員長。〔12番 齊木 勇君登壇〕

○12番（齊木 勇君）

建設産業常任委員会に付託となりました議案第97号について、審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項について報告をさせていただきます。

商工観光課の関係で、委員より、テレワークオフィスの利用方法について質疑があり、施設は糸魚川市で設置し、登録ワーカーは塩尻市振興公社が実施しているテレワーク事業と契約し、塩尻市振興公社から賃金等も支払われると答弁がありました。

委員より、ワーカーの雇用形態、ワーカーの相談体制について質疑があり、雇用形態は準委任契約という形で個人事業主となり、相談体制は職業訓練校の講師を運営スタッフ、ディレクターとしてという立場で1人配置し、相談体制をとる予定であると答弁がありました。

委員より、ふるさと就職資金貸付事業でU・Iターンがどれだけ促進されているかの検証について質疑があり、事業利用者の実績以外に、Uターン者数について市内企業へのアンケートも行っているが、U・Iターン者の総数は把握できていないので、今後も検証が必要であると答弁がありました。

農林水産課関係では、委員より、森林管理システムの稼働の利点について質疑があり、現在、運用している森林GISにメッシュを入れて、今後の間伐を実施する優先順位を決めることに利用できるかと答弁がありました。

委員より、来年度から始まる森林管理システムについては、地域の方が混乱しないよう、しっかり対応をしてほしいと要望が出ております。

建設課関係の質疑は、特段ありませんでした。

復興推進課関係では、委員より、補正予算に反対するものではありませんでしたが、にぎわい創出広場に建設予定の建築単価が高額ではないか、また、広場の地下には、大型の防火水槽が埋設されていることから地盤について不安があるとの意見があったことから、意見集約をさせていただきました。集約事項は、次の3点であります。

にぎわい創出広場の整備について次のように集約する。

本事業は大火からの復興の中心拠点施設となり、市民との協働の積み重ねの中で慎重に進めること。

2点目、建設費、運営費については高額にならないよう圧縮に努めること。

3番目、景観・安全面について配慮すること。

以上であります。

当委員会の集約した意見に配慮した予算執行をお願いいたします。

最後になりますが、能生事務所関係の質疑は、ありませんでした。

以上で、議案第97号、建設産業常任委員会の審査報告を終わります。

次に、田原 実市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原委員長。〔9番 田原 実君登壇〕

○9番（田原 実君）

市民厚生常任委員会に付託となりました関係部分について、12月17日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

審査の結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、起立採決の結果、原案可決であります。審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

環境生活課関係では、4款2項1目の鳥獣対策事業で、鳥獣捕獲等委託料の増額理由に対して質疑がありました。

目立って大きなものはイノシシへの対応であり、今までの捕獲状況を見ると、冬期間、雪の上での捕獲が非常に多くなっていることから、今後の捕獲数の増加を見込み、昨年並みの金額に合わせて増額するものとのことです。

また、2款1項7目の空き家等対策事業で、危険空き家等除却支援補助金の増額において、市内にある危険空き家の状況について質疑があり、平成27年に実施した市内の空き家の状況調査等によると、特定空き家等と認定されたものが80件あるが、現場の状況としては、崩れた建材等が野積みになっているようなものがほとんどで、飛散等の心配はあるものの、周辺の家屋等に被害を及ぼすまでの心配はないとのことであり、また、そこまでいかなない程度の空き家が数多くあり、年数が経過する中で、そういったものがだんだん特定空き家等のほうに移行してきているようだ。空き家の状況調査は5年に1回なので、今現在の数字は押さえてないが、来年から次の調査に向けた準備を進めていくとのことであります。

次に、健康増進課関係では、4款1項6目のへき地診療所整備事業で、根知へき地診療所整備費用の減額において、診療所の設計委託料、工事監理委託料、施設整備工事、診療機器購入費について、減額して幾らになったのかとの質疑があり、設計委託料及び工事監理委託料は、市が直接行ったために全額減、工事費は当初予算で4,000万円のところ、最終的に2,113万2,000円になったとのことであります。

また、最終的な建築単価は、坪単価で123万円ほどになったとのことであり、坪当たりの単価が高くなった理由についての質疑には、施設の大きさが15坪と小さく、施設の規模が縮小することに伴い、諸経費率が大きくなる。今回の建物は、特殊な材料や設備を採用しているという施設ではないが、小規模だということで割高になっているというのが一番大きな要因である。通常、公示されている単価を優先的に採用するが、今回のような小規模のものは、見積もりの採用で、国・県の運用もそうなっている。市内の業者から見積もりをとって、それを単価に採用している。諸経費は、国が示し、県も準拠しており、工事費と工事日数等で決まってくる計数になるので、これを削ることは基本的にできない。今回は、雪の多い地域だということもあり、積雪荷重を大きくして構造計算を行い、構造的な割増しも高額の原因となっている。以上のような積み上げで設計した結果、この金額になったと答弁されました。

これに対し委員より、市民が坪50万、60万で住宅をつくるときに、坪123万円で15坪の診療所をつくりましたと言っても理解が得られないと受け取ったので、これについては賛成できないとした反対意見が出されました。

これにより、本案は起立採決となりましたが、冒頭に申し上げたとおり、賛成多数で原案可決と

なりました。

このほかにも質疑はありましたが、報告は割愛します。

以上で、市民厚生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの各委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原議員。

○9番（田原 実君）

よろしく願いいたします。

建設産業常任委員会からの報告でございますが、復興まちづくり整備事業、施設整備事業、にぎわい広場の建設費における集約では、高額にならないよう圧縮に努めることとありますが、何がどう高額にならないよとということなのか、詳細を伺いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

斉木委員長。〔12番 斉木 勇君登壇〕

○12番（斉木 勇君）

それでは、お答えさせていただきます。

集約させていただいたときの金額ということでございましたが、まだ詳細的には、今回、私ら委員会で初めて見させていただいたような形でありますので、委員としてはどこがどうのというふうでなくて、全体的に工事単価を下げさせていただきたいと、そういうふうなことで集約をさせていただいております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原議員。

○9番（田原 実君）

私、委員会を傍聴しておりましたが、やはりこの点がというところがございましたので、ここで尋ねたいと思います。

比較対象として、大野地区の体育館の工事費が参照され、説明されていましたが、大空間の鉄骨建物として、同じものに分類できるということなのではないでしょうか。建物の断面の大きさは、比較検討されたのでしょうか。にぎわい広場の建物は軒中5メートル、片や大野地区の体育館は、外から見て、軒中10メートル近くはあろうかと思えます。しかも間口が全く違う。全く違う建物構造で建設単価が高く、床や内装が体育施設として特殊なもので、建設単価が高く、坪当たりの建設費の比較するには適切ではないということは、行政はわかっていたのかどうか、そのあたり委員会での意見等があれば、お聞かせいただきたいと思えます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

齊木委員長。〔12番 齊木 勇君登壇〕

○12番(齊木 勇君)

お答えさせていただきます。

傍聴されとったと思うんで、長くはお話ししませんが、実際には大野の建物も見てもありませんし、今の出てきた詳細についても、ただ平面図で出たものでございますので、比較してどうのという話は、行政のほうからは説明はありましたが、それに対して委員のほうからは個々に質疑が出ておらなかったと考えております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

田原議員。

○9番(田原 実君)

事業費の変更を求める非常に大事なところなので、例えば事例として出されたものが本当に適切なものかどうかということは、やはり委員会の中で慎重に取り扱うべきではないかなと思ひ、ここで質疑をさせていただいたわけです。

それともう一点、集約では運営費についても高額にならないよう圧縮に努めることとありますが、何がどう高額にならないようにということなのか、詳細を伺いたいと思ひます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

齊木委員長。〔12番 齊木 勇君登壇〕

○12番(齊木 勇君)

説明の中では、同じような建物の公民館を例にとられて、似たようなものの維持費は年間100万から150万ぐらいかかるよというふうなものの説明があり、それに対しても委員のほうでは、それが高いとか安いとか、じゃあどういうふうなものを削減せえとか細かい部分は委員の中ではなかったように感じておりますので、その辺も含めて圧縮に努めてもらいたいということで集約をさせていただいたものであります。

○議長(五十嵐健一郎君)

ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

吉岡議員。

○20番(吉岡静夫君)

建設産業の委員長にお伺ひします。

今、集約事項、私そこには絞っとるんですけども、いわゆるにぎわい創出広場整備、これに関連して集約をしたと。いわゆる慎重にやれ、圧縮しろ、それから安全面を考えろと、こういう大きく3つを言っておるんですけども、これというのは、全て予算の執行にかかわってくるわけでありまして、そういった問題にかかわるだけにこういった、いわゆる慎重、圧縮、安全面と。当時、当日は非常にいろんな意見がありました。今の報告にもあったように心配する、あるいは注意する、

こういうものがありました。ということになると、こういう抽象的と言っていいかどうか知らんけれども、こういう集約だけで私はいいのかな、もうちょっと具体的な何かというような、私もそこに同席しておりましたからそうなんですけれども、私もその辺どうなんだろうかなと思って、動きの中でそういった具体性を持った何かというものは、もうちょっとご説明いただけるものがあれば、教えてもらいたい。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

齊木委員長。〔12番 齊木 勇君登壇〕

○12番（齊木 勇君）

お答えいたします。

今のにぎわい広場ということは、我々委員会もそうありますが、各方面で被災された方々、あるいは地域の住民の方、あるいは経済界とかいろいろなところでご意見が出て、行政のほうもこういう方針を出されてきたということで説明がありましたが、委員もご存じのように金額が高額ということで、もう少し何とかしてもらいたいというようなお話の中から集約を、普通に通すんじゃないで集約させていただいて、そのとおりに行けということじゃないんですが、ぜひそういうものも含めて行政のほうでは下げる努力をしていただきたいという熱い思いで集約をさせていただいたと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉岡議員。

○20番（吉岡静夫君）

私は、今、委員長おっしゃるとおり非常に熱い思いもあるし、また、いろんな疑念というか疑問というか考えがあったから、あれだけ結構もめたというか、わいのわいのとやったわけであります。特に私、考えてみると、例えばその当日、工法とか規模とか、あるいは建設費、具体的な、そういった問題、あるいは大火だけで見るのじゃない。やっぱり全市的な、いろんなところにいろんな人間が住んでると。そういう思いもあった発言もあったように、私は受けとめとったんですが。

そこで、例えば法的にいう、いわゆる停止条件付きの条件適用というもの、例えばそれが満たされなければ法的な効力は停止する。しかし、それが満たされて法的な効力が生きるという、執行もできるという、そういったことまで当日は話されなかったとは、私は思いますけれども、そんな動きというものは、その前後も含めてあったか、いわゆる停止条件付きの法適用みたいな考え方があったかどうか、その辺はいかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

齊木委員長。〔12番 齊木 勇君登壇〕

○12番（齊木 勇君）

その辺まで踏み込んだ話は、当委員会ではなかったと記憶しております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉岡議員。

○20番（吉岡静夫君）

私は、やっぱり当日そこにおいて、うんと思っておったんですけれども、あえて今ここで確かめさせていただきました。

これで終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。〔8番 新保峰孝君登壇〕

○8番（新保峰孝君）

日本共産党の新保峰孝です。

議案第97号、平成30年度糸魚川市一般会計補正予算（第4号）について反対討論いたします。

1つは、議会費と総務費で、議員報酬と市長等の特別職給与の引き上げがあります。年間2回の期末手当を同率の100分の167.5にし、年間100分の5引き上げるものでありますが、ことし12月支給の期末手当だけは、これまでの利率に100分の5加えた額にするものであります。特別職の国家公務員の給与の改定に準拠するとのことではありますが、市民生活のことや大火から2年ということを考えれば、引き上げない判断が必要と考えるものであります。復旧がほぼ終わり、再建を予定している方たちの住宅や事業所が再建された後に考えるべきことではないでしょうか。

2つ目は、衛生費で診療所の関係です。根知の僻地診療所が根知地区公民館の横に新設され、工事がほぼ終わる段階となっております。15坪の診療所整備事業費は、4,787万8,000円計上されておりましたが、減額補正で2,311万8,000円の事業費となっております。建物は15坪ということですが、所管の市民厚生常任委員会で厳しく指摘されてきたにもかかわらず、直接工事費と諸経費で坪当たり123万円とのこととあります。設計工事監理は、市の職員が行ったが、小規模施設なので割高になり、積雪荷重での割り増し、直接工事費のほかの諸経費も国基準で行ったということで、この金額になったとのこととあります。合併処理浄化槽や、そのための配管工事費等は別で、123万円には入っていないということとあります。

一般住宅の場合、坪50万円なら750万円であります。何で2,000万円にもなるのか、受付があつて、待合室と診察室というつくりで特殊なものではありません。月2回、医師が診察することになる施設ということとあります。見積もりで出したということですが、厳しい財政と言われている糸魚川市のやることとは、到底思えないものであります。

3つ目は、土木費の関係で、復興まちづくり整備事業のにぎわい広場施設の関係であります。北

越銀行から1軒置いて西側の、市が購入した土地1,336平方メートルの敷地に鉄骨づくり一部2階で、延べ床面積446平方メートル、建築面積357平方メートルの施設をつくるものであります。屋内オープンスペースが190平方メートル、キッチンスペース92平方メートルというつくりの施設とのことであります。この施設整備費が1億8,200万円計上されております。延べ床面積446平方メートルで割ってみますと、平方メートル当たり40万8,000円、坪当たりでは134万9,000円、1坪約135万円であります。利用幅を広げるためにがらんとした空間の多い施設になっていると思いますが、何でこんなに単価の高い施設にするのか、疑問を禁じ得ません。市民の理解が得られるような金額ではないと思います。

国立社会保障人口問題研究所、地区町村別将来推計人口では、糸魚川市の2030年の人口は3万3,704人、2040年は2万7,211人と推計されているとのことであります。人口問題は、国の政策の問題ではありますが、福祉教育の充実とともに働く場の確保のための地に足のついた産業の振興という基盤づくりにもっと予算を使い、施設づくりの大盤振る舞いはやめるべきだと思います。

以上の点から本案に反対するものであります。

以上であります。

○議長（五十嵐健一郎君）

次に、東野恭行議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

東野議員。〔2番 東野恭行君登壇〕

○2番（東野恭行君）

おはようございます。清政クラブの東野でございます。

議案第97号、平成30年度糸魚川市一般会計補正予算（第4号）に賛成の立場で意見を申し上げます。

今回の補正予算の大きな焦点は2つ、総務文教常任委員会において付託審査された小学校空調設備事業の設備改修工事費、1億3,301万8,000円、中学校空調設備整備事業の設備改修工事、6,876万7,000円、幼稚園空調設備整備事業の設備改修工事費、1,229万4,000円と建設産業常任委員会において付託審査された復興まちづくり整備事業、1億595万1,000円の補正予算であります。

小中学校、幼稚園の空調設備整備事業は、子供たちの熱中症対策として急務であり、未来の子供たちにとっても大変重要なインフラであると考えます。そして、糸魚川市にとって注目されている復興まちづくり整備事業は、平成29年10月30日の第1回から同年12月20日までの4回もの回を重ねたチャレンジミーティング、平成30年7月30日、8月8日に開催されたにぎわい広場利用会議、糸魚川市は駅北大火の被災から2年の年月がたとうとしておりますが、にぎわい広場の計画は、これら対話以外にもたび重なる意見聴取から練り上げられた計画だと考えます。そのたび重なるご苦勞に敬意を表します。

私は、子供のころから数えると40年ほど駅北の商店街にかかわらせていただいております。過去には、商店街において肩と肩がぶつかり合うほどのにぎわいも経験しております。現在は、昔ほ

どのにぎわいはありませんが、お客様のおかげで糸魚川で暮らすことができいております。

ある被災された商店主様からこんなお話を伺いました。

私は、商店街がすごくにぎわっていた時代に頑張っている大人たちの背中を見た。今は、前に進んで頑張っている自分の背中を子供たちに見せるときだと。

決して不景気や災害のせいにはしない責任のある言葉ですし、自分で道を切り開く人の発想であります。30年先も持続可能な価値のある糸魚川市を創造するには、民間ではできないダイバーシティーマネジメントが必要であり、先々で若者から何らかの意思決定にかかわってもらう必要があると考えます。そのために復興計画の揺るぎない方針とこれからの公共空間のあり方を駅北に映し出していきたい。そして、私も二元代表として責任を持ってかかわっていきたいと考えます。

ライフラインの整備も大切な案件ですが、糸魚川の資源、人を輝かせる案件が民間主体の持続的な発展につながると信じております。そして、この案件によって、中心市街地だけにとどまらず、自分で道を切り開く人材があらわれると信じております。今後の未来への投資に期待申し上げ、私の賛成討論を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

次に、吉岡静夫議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉岡議員。〔20番 吉岡静夫君登壇〕

○20番（吉岡静夫君）

97号の平成30年度糸魚川市一般会計補正予算（第4号）で反対討論をさせていただきます。

よく聞いておりますと今の常任委員長の報告の中でも、もう節々で出てきておったんですけども、確かに、例えば今事例を挙げますと、いわゆるにぎわい広場にしても、あるいは診療所対応にしても、確かにこれ大事です。あるいは大火復興という大義、それから健康福祉と言いましようか、そういった大義、これはもう私たち弱い市民一人一人にとっちゃ大事なことなんです。

しかし、その大義が、いわゆるそのけ、そのけ、これほど立派なことをやってんだぞということになってしまっちゃいかんと思うんです。私たち一人一人は、ここに20人の議員おるけれども、みんな考え方が違う。立場も違うんです。であればやっぱりいろんな考えでいろんな立場を出し合っこそ、私は議会だ、議員だと思っております。この今回の、特に今、常任委員長、特に建設産業常任委員会、あるいは市民厚生常任委員会でも取り上げられた、るる報告されましたけれども、その辺の苦しみというものも出してる。具体的に言えば、例えば今のにぎわいの広場1つとってもさっき質問しましたけれども、工法1つとっても、金1つとっても、あるいはざい方、あるいは町方、あるいは大火に直接の被害、あるいはそうでないいろんな立場の人がおっこそその市政だと、私は思っております。

ということで、私はその辺を十分考えながらやるのは我々の責務だと、こう思ってこの反対討論の場に臨ませてもらっております。何回も繰り返すようですけども、大火復興だ、あるいは健康福祉だという大義のために、大義が先行って、弱みを持った我々一人一人の人間の苦しみとか弱みとかというものが、出にくくなっちゃいかんと私はそう思っております。その辺を改めてというか、しつこく訴えさせていただきます。

今回、この2つを取り上げて、97号の反対討論の軸とさせていただきます。ほかにもいろいろありますけれども、今回はこれだけにとどめさせていただきます。

以上です。

○議長（五十嵐健一郎君）

次に、保坂 悟議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。〔10番 保坂 悟君登壇〕

○10番（保坂 悟君）

公明党の保坂 悟でございます。

議案第97号、平成30年度糸魚川市一般会計補正予算（第4号）について賛成討論を行います。討論を行う理由は2点ございます。

1つ目は、小中学校のエアコンの設置の予算についてであります。

私は、平成18年9月12日の糸魚川市議会一般質問において、初めて小中学校の教室空調設備整備についてを取り上げました。その後も数回、エアコンや扇風機の設置を求めてまいりました。平成26年の夏には、全ての普通教室と特別教室に扇風機を2台ずつ設置していただきました。そして、ことし8月9日の総務文教常任委員会で、行政は国の3分の1補助金を活用して、1年から3年をかけて全ての小学校と中学校、保育園にエアコンを設置する方針が示されました。そのような中、ことしの11月8日に国会、参議院で小中学校のエアコン設置費用となる822億円の補正予算が可決し、糸魚川市の迅速な対応によって小中学校の全ての普通教室にエアコンを設置する、このたびの補正予算2億178万5,000円が計上され、来年の夏までに設置を行うべく準備を進めるためのものとなっております。

また、公立の保育園と幼稚園についても運営に必要なエアコンの設置の予算計上もされており、子供たちの環境整備のために必要な補正予算となっております。この点を強調させていただきます。

次に、2つ目は、駅北復興まちづくり整備事業の補正予算1億595万1,000円であります。

糸魚川市は、日本一の子供づくりと0歳から18歳までの子ども一貫教育を行っており、私は子供に特化したまちづくりに期待をしております。具体的には、発達障害のことや育児のことについての子育て相談や、子育て支援ができる拠点の整備を検討すべきと思います。

また、子供たちが生きていくために必要な基礎学力と基礎体力が身につく情報の発信拠点も必要と考えており、複雑な社会の荒波を自分の力で乗り越えていけるようにサポートすべきと考えております。さらに子供の好奇心を生かした楽しい学びができる子ども図書館の設置も検討すべきと考えております。キャリア教育の推進として、子供の体験学習会と子供マルシェの定期開催を行い、生活の中で仕事に興味を持っていただく工夫が必要と考えます。

それから、森林資源が豊富な糸魚川市の山林を活用して、間伐材によるアスレチック広場の提供なども展開できる施設整備を期待しております。特に冬場の遊び場の提供は、多くの市民のニーズであると考えます。このようなことから、一見高価な整備事業費ではありますが、ほかの自治体では行っていない取り組みを行うことで、糸魚川らしさが浮かび上がると考えております。

ここで確認をしておきたいことがございます。

私は、平成25年12月定例会最終日に議案第156号、平成25年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計補正予算（第1号）について賛成討論を行っております。その補正は、権現荘の改修計画について、年度内に実施設計業務を完成することができないため、債務負担行為により、平成26年度も引き続き業務を実施するためのものであり、限度額を3,600万円とするものであります。この改修計画に伴い、私は権現荘の役割を外国人誘客の宿、教育支援の宿、福祉支援の宿として、民間の宿泊施設とすみ分けを行い、独自の公の宿を目指すべきと考えて、具体的な提案を述べております。

しかしながら、行政は提案した取り組みは何ひとつとして行わず、食材原価管理をしないまま高級食材の提供による表面的な売り上げ向上策に走り、コスト管理を一切行わず、ずさんな経営を行ってまいりました。収支改善のために必要な帳簿をつけない理由を公会計だから必要ないという考えは理解に苦しむものであります。今回の補正予算において、権現荘の赤字補填の補正や効果の薄いリニューアル工事のようにならないようにしっかりと戦略とまちづくりの信念を持って取り組んで、効果を上げていただきたいことを、この場をかりて行政に確認しておきたいと思っております。

最後に、糸魚川市の子育て支援の拠点づくりの大きな第一歩として、各議員のご理解とご賛同をお願いするものでございます。

以上で、議案第97号、平成30年度糸魚川市一般会計補正予算（第4号）について、賛成討論を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第97号、平成30年度糸魚川市一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（五十嵐健一郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第7．陳情第5号の取下げについて

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第7、陳情第5号の取下げについてを議題といたします。

本陳情は、12月3日の定例会初日に市民厚生常任委員会に付託いたしました基礎年金額等の改善と年金の毎月支給を求める意見書採択陳情書であります。

本陳情につきましては、提出者から取下げをしたいとの申し出がありますので、これを許可することといたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情第5号の取下げについては、許可することと決しました。

暫時休憩いたします。

〔教育次長 井川賢一君退席〕

〈午前11時57分 休憩〉

〈午前11時57分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第8．議案第103号

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第8、議案第103号、教育長の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第103号は教育長の任命でありまして、教育長、田原秀夫さんの任期が平成30年12月31日で満了となるため、後任といたしまして、井川賢一さんを任命いたしたく議会のご同意をいただきたいものであります。

以上であります。よろしくごお願い申し上げます。

○議長（五十嵐健一郎君）

お諮りいたします。

ただいま説明のあった本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより説明に対する質疑に入ります。

なお、本案の質疑は1人15分以内としてください。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより、議案第103号、教育長の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

暫時休憩します。

〔教育次長 井川賢一君着席〕

〈午前11時59分 休憩〉

〈午前11時59分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

ただいま教育長の任命について同意されました井川賢一さんが議場におられます。

先例申し合わせにより、教育長に就任した際、あいさつを行うことにしておりますので、この際、発言を許します。

井川教育次長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

井川教育次長。〔教育次長 井川賢一君登壇〕

○教育次長（井川賢一君）

今ほどは教育長任命の議案にご同意をいただきまして、本当にありがとうございます。

このような場で、このようなあいさつをするということは、思ってもみなかったことでございまして、緊張と不安を隠せない状況でございまして、

私は、ことしの4月から教育委員会事務局のほうで教育の仕事を担当させていただいております。その中で、現場であったり課題も多く見てまいりました。教育委員会としての課題は、本当に多いというふうに思っておりますけれども、糸魚川市教育大綱に掲げました方針に基づきまして、一つ一つ着実に進めてまいりたいというふうに考えております。そして、何よりも子供たちがやはり悲惨な事件や事故に巻き込まれないように予防的な取り組みを、より力を入れて取り組んでまいりたいなというふうに考えております。

このたび一般職を辞することになりまして、立場が変わりますけども、職責をしっかりと果たせるように全力で取り組んでまいりたいというふうに思っております。教育委員の皆様方、また職員のご協力をお願い申し上げます。

議会並びに議員の皆様方におかれましては、今後とも私に対しまして、ご指導・ご支援を賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

日程第9．諮問第2号から同第4号まで

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第9、諮問第2号から同第4号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

諮問第2号から4号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

諮問第2号は、現在、人権擁護委員をお願いいたしております田中唱子さん、諮問第3号は、恩田正身さんの任期が、いずれも平成31年3月31日で満了といたしますことから、再度、推薦をさせていただきたく議会のご意見をお願いいたしたいものでございます。

次に、諮問第4号では、現在、人権擁護委員をお願いいたしております金子由美子さんの任期が、平成31年3月31日で満了いたしますことから、新たに神喰重信さんを推薦させていただきたく議会のご意見をお伺いいたしたいものであります。

以上であります、よろしくようお願い申し上げます。

○議長（五十嵐健一郎君）

お諮りいたします。

ただいま説明のあった案件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより、説明に対する質疑に入ります。

なお、質疑は1人15分以内としてください。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、これを適任と認め、答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれを適任と認め、答申することに決しました。

次に、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、これを適任と認め、答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれを適任と認め、答申することに決しました。

次に、諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、これを適任と認め、答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれを適任と認め、答申することに決しました。

日程第10．閉会中の継続審査及び調査について

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第10、閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

総務文教常任委員長、建設産業常任委員長、市民厚生常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに決しました。

以上で、本定例会の全日程が終了いたしました。

閉会に当たり、米田市長から発言を求められておりますので、この際、これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

平成30年第4回市議会定例会の閉会に当たり、お礼を兼ねまして一言ご報告申し上げます。

去る12月3日から本日までの長期間にわたり、条例改正を初め、多数の重要案件につきまして、慎重なご審議をいただきましたことに対し、厚くお礼申し上げます。

さて、この機会に4点についてご報告を申し上げます。

最初に、12月12日に発生いたしました能生地域大道寺地内の地すべりについてご報告申し上げます。

県の現地調査によりますと規模は、長さ170メートル、幅150メートル、厚さ20メートルとのことであります。先週末に地すべりの末端部に大型土のうを積み、応急対応を行っております。県では、発生翌日から移動量の観測を3カ所で朝・夕2回実施いたしており、年内にはひずみ計、伸縮計を設置し、観測も2カ所で常時観測する予定とのことであります。今後は、応急の水抜きボーリングや堰堤のかさ上げ、排水処理の工事を計画いたしており、市といたしましても県と協力いたしまして、地域住民の安全確保と被害の拡大防止に努めてまいります。

2点目に、上越地域図柄入りナンバープレートのデザイン決定についてご報告申し上げます。

上越3市で取り組んでいる上越ナンバーの図柄デザインについて、お手元にご配付いたしました資料のとおり、検討委員会から図柄デザインの選考結果の報告がありました。

なお、選考された図柄入りナンバープレートをデザインいたしたのは、糸魚川在住の男性であります。今後も国土交通省に対して提案書を提出し、実際に導入となるのは32年度の予定となっております。

3点目に、糸魚川市駅北大火2年事業「復興まち歩きの日2018」の開催についてご報告申し上げます。

大火発生から2年目となる12月22日、土曜日、糸魚川地区公民館ほか駅北地区周辺を会場といたしまして、大火の教訓を改めて胸に刻むとともに、町なかにある魅力を見つけてまちづくりにかかわる一步を踏み出していただくことを目的に2年事業を開催いたしたいと考えております。糸魚川地区公民館での開始式やにぎわい創出広場の防災体験コーナー、ジオパル内の「キハ52待合室」でのリノベーションのまちづくりシンポジウムのほか、商店街とタイアップした企画といたしまして、年末恒例のお楽しみガラポン抽せん会や雁木内の土曜楽市などの開催を行い、まち歩きを通じて駅北ならではの魅力を見つけていただく1日にしていきたいと考えております。

最後に、第2次糸魚川市総合計画の実施計画策定についてご報告申し上げます。

本日、第2次総合計画の実施計画について、議員の皆様方にご配付させていただき、実施計画は、第2次総合計画の各施策を計画的かつ効率的に展開するため、財政状況や事業の優先順位に基づいて、今後3年間で取り組む主要事業を定めたものであります。予算編成の指針にするとともに行政需要や財政状況の変化を踏まえ、毎年度、内容の見直しを行っております。31年度からの3カ年の重点方針といたしまして、加速する人口減少に係る社会経済情勢等の変化や地域社会における変化を踏まえ、子供と若者をキーワードに、市民や地域、事業者、行政が情報共有を、共通理解を深める中で各事業を展開してまいります。

以上、4点についてご報告申し上げます。

議員各位を初め市民の皆様から一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりになりますが、平成31年3月市議会定例会の招集日を2月25日、月曜日とさせていただきたい予定でありますことをご報告申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（五十嵐健一郎君）

これをもちまして、平成30年第4回糸魚川市議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、大変ご苦労さまでした。

〈午後0時10分 閉会〉

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員